

今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針（概要版）

I 方針策定にあたって

1 方針策定の趣旨

厳しい財政状況の中、増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応し、継続的・安定的に保育サービスを提供し続けるため、区立保育園の役割を改めて整理するとともに、老朽化の進む施設の更新にあわせて、効率的・効果的に施策を推進するために策定したものです。

2 方針の位置付け

「世田谷区子ども計画 後期計画」で掲げる保育施策を行政経営の観点からより効率的・効果的に推進するために策定したものであり、新たな「世田谷区行政経営改革計画」でも取組項目に位置付けられています。今後は本方針を基本とし、概ね10カ年を見通して取り組んでいきますが、保育施策にかかわる国の動向や保育需要の変化などを踏まえ、必要に応じて改めて検討を行うものとしします。

II 保育施策推進の取り組みと課題

1 保育施策推進の方向性

- 保育サービス待機児解消に向けた保育施設の整備拡充
- 子どもの視点に立った保育の質の確保と向上

- 多様な保育サービスの提供
- 保育施設による地域子育て支援機能の充実強化

2 これまでの主な取り組みと課題

(1) 区立保育園の民営化

平成18年度から22年度に、各地域1か所、計5園の区立保育園を民営化しました。民営化の検証では、長時間延長保育など保育ニーズへの対応が図られている、保育の質の向上や活性化も期待できる、区の財政負担も軽減されている、との評価がありました。

(2) 保育サービス待機児解消に向けた施設整備

平成17年度以降、3,200人を超える定員拡大を図ってきました。区の財政負担にも考慮し、国の「安心子ども基金」を活用しながら私立保育園を中心に整備を進めています。

(3) 区立保育園の老朽化対応

5年後に築35年を超える施設が50園中41園。合築・複合化による効率化を図りながら順次施設を更新するとともに、施設や設備等の保守・点検も計画的に実施しています。

《ポイント》

- 運営主体が変わることを入園後に知られることが、保護者や子どもの不安や不満になったとの指摘がありました。
- 区立の保育の継承を前提としたことが事業者独自の理念による工夫や改善を抑制している面があるとの指摘がありました。
- 移行後も施設の改築や改修等に区の財政負担が生じます。

《ポイント》

- 保育施設整備に適した土地には限りがあります。また、厳しい財政状況の中、新たな土地を取得することも難しい状況です。
- 将来的には保育需要の減少も考慮しておく必要があります。

《ポイント》

- 今後、施設の改築・改修が集中的に必要となります。
- 改築のための代替地や仮設園舎の建設地の確保が難しい状況にあります。

IV 区立保育園の再整備にあわせた保育施策の推進

1 今後の保育施策推進の考え方

(1) 基本とする考え方

世田谷区では社会の状況が変化しようとも、子どもや子育て家庭が地域の中で安心してすこやかに育ち、養育できる保育の環境や仕組みの確立を目指します。

今後も区立保育園、私立保育園が力を合わせ、在園児だけでなく在宅子育て家庭の支援も含む保育サービスの一層の充実を図っていきますが、それぞれがこれまでに果たしてきた役割や特長を踏まえ、区の財政負担の相違も考慮しながら、保育施策をより効率的・効果的に推進していきます。

(2) 保育施策を推進するための手法の概要

- 老朽化が進む区立保育園を統合、移設もしくは閉園します。
- 統合、移設もしくは閉園により生じる区立保育園跡地は、保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図っていきます。
- 統合、移設等により再整備する区立保育園は、地域の『拠点園』もしくは『サブ拠点園』とすることを基本とし、0歳児保育、緊急保育などのほか、ひろば事業や巡回指導相談等も実施します。
- 私立保育園として再整備する場合は、産休明け保育や延長保育のほか、事業者のアイデアも活かした保育サービスを実施します。

(3) 取り組みによる効果

- ◎区立保育園の老朽化を解消できます。
- ◎保育需要の増加もしくは減少にも対応できます。
- ◎施設の再整備とあわせて保育サービスの拡充を図ることができます。
- ◎『拠点園』、『サブ拠点園』を中心に質の向上と活性化が図られます。
- ◎保育園における在宅子育て支援機能を強化できます。
- ◎区の財政負担の削減を図りながら保育施策を推進できます。

2 保育施設再整備の手法

(1) 代替地再整備方式

老朽化が進む区立保育園で、周辺に代替地が確保できた園は、当該地に整備する保育園（区立園もしくは私立園）に移設します。

《移設後の区立保育園跡地の活用》

保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図っていきます。

(2) 閉園後再整備方式

老朽化が進む区立保育園で、再整備計画発表後に入園する児童の転園先（原則として区立園）が確保できる園は閉園し、保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図っていきます。

III 区立保育園の役割

1 区立保育園と私立保育園の現状と特長

	区立保育園	私立保育園	合計
平成17年4月	54園	20園	74園
平成23年4月	50園	56園	106園

(1) 区立保育園の特長

経験豊かな職員が長年蓄積・継承されてきたノウハウと専門性を活かし、保育の質の確保・向上に取り組むとともに、配慮を必要とする児童の支援などにも積極的に取り組んでいます。

(2) 私立保育園の特長

独自の保育理念や保育方針を持って、様々な保育サービスに新たな発想も入れながら積極的に取り組むとともに、待機児解消に向け施設の新設や分園の開設など、柔軟性、機動性を活かし区の保育施策に貢献しています。また、運営費補助の仕組みの相違などにより区の財政負担を抑制することもできています。

2 区立保育園が果たすべき役割

- (1) 地域子育て支援機能の充実
- (2) 保育の質や地域の子育て機能の向上支援
- (3) 地域の配慮を要する子ども・家庭に対する適切な対応
- (4) 災害時における子育て家庭の支援

3 区立保育園における具体的な取り組み

今後検討を進め、区立保育園の機能を充実させていきます。

- ①ひろば事業の実施
- ②巡回指導相談の拠点整備
- ③緊急保育・一時預かり保育の充実
- ④子育てサポート等による産前産後家庭の支援
- ⑤既存事業（地域交流・体験保育等）の充実
- ⑥地域の保育ネットワーク充実に向けた支援

4 今後の区立保育園整備の考え方

(1) 保育施設間の連携強化

各保育施設がより密接なネットワークを構築し、きめ細かく地域の保育ニーズに対応していくため、地域内の保育施設をグループ化し、区立保育園はグループ内の子育て支援の充実や保育の質の向上に向けて中心的な役割を担っていきます。

(2) 拠点園の整備

保育施設同士のネットワークを十分に機能させるため、各地域に子育て支援の拠点的機能を持つ区立保育園（『拠点園』）を整備するとともに、必要に応じて拠点園の機能を補完する『サブ拠点園』を整備します。

V 保育施設再整備の進め方

1 整備対象園の選定と整備手法

原則として次の基準により再整備対象園を選定し、条件に見合った手法で再整備を行います。

選定の基準		施設整備の手法
老朽化が進んでいる 保育園（移設もしくは 閉園時に概ね築 35 年以上となる園）	周辺に代替地（保育施設整備の適地）が確保できた園 計画発表後に入園する児童の転園先（原則として区立保育園）が確保できる園	
		代替地再整備方式
		閉園後再整備方式

2 新たに整備する施設

代替地及び区立保育園跡地には次の考え方を基に保育施設等を整備します。

区立保育園の役割を踏まえ、地域の子育て支援の充実や保育の質の向上のため、区立保育園を改めて整備する必要がある場合	区立保育園を整備
施設規模や立地条件から、地域の子育て支援や保育サービス施設間のネットワークの中心が担える場合	拠点園（もしくはサブ拠点園）を整備
地域内の他の区立保育園が、地域の子育て支援の充実や保育の質の向上に向けた役割を果たすことができる場合	私立保育園を整備
保育需要の状況等から地域内に保育施設が充足されており、区全体の公共施設整備の観点から有効活用を図るべき場合	他用途施設整備 等

3 移転もしくは閉園時に在籍する児童への対応

区立保育園のまま移転する場合は従来どおり在園中の移転となりますが、閉園する場合や私立保育園に移行する場合は、計画発表時の在園児の卒園を待って移行するなど、できる限り円滑な移行に努めます。

施設整備の手法	入園時期	施設更新後の保育園	対 応
代替地再整備方式	計画発表前	区立保育園	在園中に新たに整備する区立保育園に移転します。
	計画発表前	私立保育園	計画発表時に在園する児童の卒園後に移転します。
閉園後再整備方式	計画発表後	区立保育園	入園申込時に、在園中に代替地に整備する区立保育園もしくは私立保育園に移転（転園）する旨、あらかじめご案内します。
	計画発表後	私立保育園	入園申込時に、在園中に閉園する旨、あらかじめご案内します。なお、閉園時には転園先を確保できる周辺の保育園（原則として区立保育園）に選考のうえ転園となる旨も、あわせてご案内します。（希望者の中で園決定の選考を行います。）

4 対象園の発表

具体の整備計画は、策定後速やかに対象園の保護者に周知し、説明会などを開催します。また、広く区民にも発表することとし、保育園入園希望者が整備計画を踏まえて希望園を選択できるような、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うようご案内します。

5 私立保育園として再整備する場合の運営主体と事業者の選定

保育施設の再整備にあたり、区立保育園に代わり私立保育園を整備する場合には、民営化のガイドラインを踏まえて事業者の選定等を進めることを基本とします。ただし、民営化の検証報告では、そのプロセス等に関する指摘もあったことから、これらも考慮した事業者選定等の考え方を以下に示します。

(1) 運営主体

区立保育園民営化の検証の際に実施した保護者アンケートの結果では、民営化後の運営主体に関して、移行後の保育の質を重要視する保護者とともに、社会福祉法人等が持つ児童福祉の理念や公共性・公益性に安心感を持っている保護者が多く、検証委員会も社会福祉法人等から選定することを前提としたことは適当であったと評価しています。

民営化の検証結果を踏まえ、区立保育園を私立保育園として再整備する場合の運営主体は、社会福祉法人を基本とします。

(2) 事業者の公募

より優良な事業者を確保するため、事業者は広く公募します。多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、事業者が余裕をもって応募できるよう1～2か月程度の応募期間を確保します。

(3) 事業者の選定

i) 選定の基準

区立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとし、事業者の継続性や安定性ととも、保育園運営の内容（保育の質）を中心とした審査を行います。

ii) 選定方法

区は事業者選定にあたり、学識経験者等の専門家を含めた選定委員会を設置します。決定にあたっては、単に応募事業者の中での相対的な優位者でなく、選定の基準を満たす事業者とします。

iii) 決定事業者名の公表

決定事業者名の発表は、対象園の保護者だけでなく広く区民に行うこととし、保育園入園希望者が事業者決定を踏まえて希望園を選択できるよう公表します。

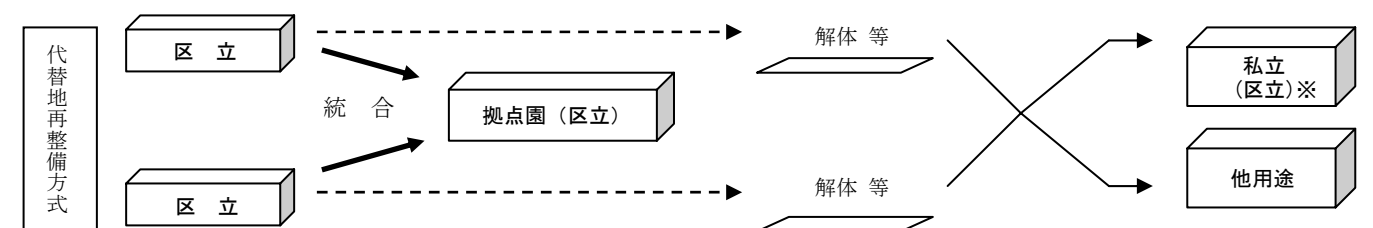
(4) 新たに整備する私立保育園における保育

代替地再整備方式では、在園中に新たに整備する私立保育園に移行する（在園中に運営主体が区から社会福祉法人に移行する）場合があります。

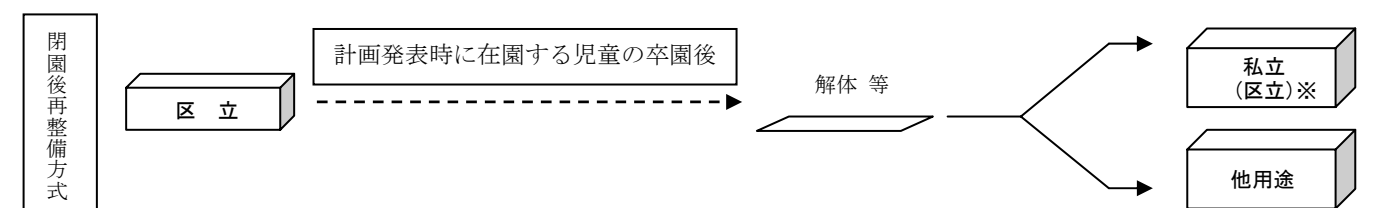
区は選定の基準を満たした質の高い保育が実践できることはもちろん、運営主体の変更に伴う影響が子どもや保護者に及ばないよう、細やかな配慮ができる事業者を選定します。

選定した事業者には、区職員から個々の子どもに関する引継ぎをきめ細かく行うとともに、移行前に区立保育園の保育内容についても十分確認いただき、それらを踏まえて事業者の持つ理念や特色を活かした保育を実践していただきます。

【 保育施設再整備の進め方（概念図） 】



◇ 2つの区立保育園を統合し、地域の拠点園とする場合



※地域における区立保育園の役割を踏まえ、改めて区立保育園を再整備する場合があります。